

# 自計式農家経済簿記の経済学的基礎

## — その序論 —

小 國 弘 司

本稿は最初独立の論文としてではなく、自計式農家経済簿記の「財産概念の吟味」の一部として書かれていたものである。しかし、これは、本誌の強い枚数制限上その全部を掲載することができなかったために、その一部をとって独立させ、これに引続く予定の諸論稿の総論的・序論的叙述にして、ここに掲載することにした。短時日の間にそれをしたので十分に論文の体裁を整えるにいたっていないことを予めおことわりしておく。

### 1

筆者は、さきに、必ずしも成功的とはいえなかったが、「いわゆる『生産費・所得補償方式』は生産費か——コストの勢力論的理解と opportunity cost との関連を中心として——」、という一文をものした<sup>(1)</sup>。

詳細はその参照に譲るが、そこでは、生産費の名において生産費以上の余剰を含ましめようとするものが果して生産費かという疑問から出発して、それは、一定公認の規約・要綱（それさえも歴史的・制度的なものだが）にもとずいてする会計学上の立場からは生産費といえぬが、それが歴史的・政治的・制度的に裏打ちされているとはいえ、コストとして補償されることを主張してやまざる価値量、消費者がそれだけを支払わざれば入手しえざる価値量として出されるかぎり、それはたとえ会計学的・原価計算論的には生産費といえなくとも、経済学的には生産費であることをあきらかにした。

そしてかかる農家がコストとして補償されることを主張してやまざる価値量は、それを採用することによって放棄・犠牲にされる収益、つまり農業をやること・米をつくることによって放棄・犠牲にされる収益、すなわち機会費用 (opportunity cost) として把握されねばならぬことをあきらかにした。農業団体は、この、これを採用従事することによって放棄・犠牲にされる収益を、都市勤労者のあげる所得とし、コストとして補償要求さるべき価格は、少なくとも農家にこれを償うものでなければならぬと主張する。米作に投ぜられた購入支払費用を補償するほかになおこれを農家に保証するものでなければならぬと主張する。これがいわゆる農業団体の「生産費・所得補償方式」といわれるもので、そこに団体の強力な主張・要求の挺子があるとはいえ、コストとして主張・要求してやまざる価値量、消費者がそれだけを支払わざれ

ば入手しえざる価値量とするその意志(Will)の有無こそがコストの本質を物語るもので、かかる意志のないところでは、如何に会計学的・原価計算論的にコストが計算されえても、それは単なる形骸にすぎないことをあきらかにした。

このようにして勢力論的・制度派経済学的立場から生産費についてみたから、同じ立場から、自計式農家経済簿記について逐次その基本的な問題をあきらかにしてゆこうとするのが、本稿に引続いて書く予定の「財産概念の吟味」、「取引概念の吟味」、「ゴーイング・コンサーンの本質」の課題であり、本稿はこれらの総論的・序論的部分をなすものとして、その立場をあきらかにするために筆をとった。題して「農家経済簿記の経済学的基礎——その序論——」とした所以である。

注) 後に徐々にあきらかにしてゆくが、本稿ならびにこれに引続いて書く予定の上記論稿は、ほとんどもっぱら J.R. コモンズ、とくにその主著 *Legal Foundation of Capitalism* に依拠する。ある意味では、これによって、自計式農家経済簿記とコンモンズを同時に究めたいとおもっている。

ところでそのコンモンズが、コストについて、後の諸稿で詳しくのべるように、「ゴーイング・コンサーンをゴーイング・コンサーンするプロセスが取引で、その取引は、ゴーイング・コンサーンのために、ある財産を放棄・犠牲 (give-up) にして他の財産を獲得 (get-back) することである。経済学のある一派は、コストの根源・来源を、それを生産するために投ぜられた財貨・用役の合計としてのコモデター・コスト (commodity cost) におく。他の一派は、そのものを生産獲得するに要した苦痛たるペイン・コスト (pain cost) におく。が真のコストは、ゴーイング・コンサーンがたえずよりよい財産状態を実現するために、小さな力をもつ財産に代えて大きな力をもつ財産を獲得する、財産を取得する代りに財産を支出・犠牲にするプロパター・コスト (property cost) である。」<sup>(2)</sup>、とのべている。

この観点は、ゴーイング・コンサーンの本質、したがってコストの本質をみる上できわめて貴重な観点だとおもう。上記の拙稿(「いわゆる『生産費・所得補償方式』は生産費か」)では、勢力経済的立場から従来の農産物生産費計算の常套的手法たる commodity cost を批判検討したとはいえ、まだ自から満足するまでには到っていない。だから、property cost の立場に立ってコストの本質を深く考えてみることは、この論稿に引続いて発表する予定の前記諸論稿のいずれかで果したいとおもっている。

## 2

最初へのべたように、生産費について勢力論的・制度派経済学的立場からみたから、同じ立場から自計式農家経済簿記について逐次その問題をあきらかにしてゆこうとするのが、これに引続く諸論稿の課題で、ここでの当面の目的は、この一連の仕事の総論的・序論的な論述を展開することにある。すなわち以後の仕事に立向う態度を確立することにある。

それをするにあたっては、最初に、なにゆえに自計式農家経済簿記をとるかをあきらかにし、次いで、これを深く理解するにあたってなにゆえに勢力経済・制度派経済学の立場に立つかをあきらかにしておきたい。まづ前者から問題にしよう。

自計式農家經濟簿記をとる理由の第一は、これが、わが京都大学で、大槻教授によって、どこからついても動かないだけの矛盾撞着のない体系としてつくられ、わがくに農業簿記のほとんどすべてがこれに依拠準拠するほどに大きな影響をもち<sup>4)</sup>、さらに実際の農家に広く普及するにいたって實際界におよぼしている影響もまた極めて大きいためである。

第二は、近代簿記は、企業と家計の分離、近代株式会社企業の発生とともにその態様を整えるにいたったものであるが、これを、企業と家計が不可分離の一体をなして営まれる小農經濟に適用するにあたっては、かつて大槻教授が筆者に親しくお話し下されたように、単にそれによるだけでなく、否それ以上に、フィッシャー (I. Fisher)、ウィーザー (F.v. Wieser) など、とくにウィーザーの經濟学に負うところが大きかったという。

このようにして、この自計式農家經濟簿記には、一般の企業簿記にはみられないような經濟学的な要素が色濃くひそむ。一般の企業簿記が、一定公認の規約・要綱にもとずいて機械的に記録計算がなされるのに、自計式農家經濟簿記では、その骨組み、そのよってきたる基礎を理解することなしには、その全き運用を期しがたいという問題側面をもつ。これが自計式農家經濟簿記をとりあげ、それを吟味してみようとする第二の理由である。

以上のべたことでは未だ真意を尽していない。もっと別の観点からこれをのべよう。一般に簿記は、正確な方法で対象を網羅的・包括的に取扱い、それゆえにそれから出てきた結果はなんらの批判検討をも要さない正確なものだと考えられがちである。矛盾撞着のない体系を跨るがゆえに、なお一層そう信じられている。しかし、これに続く前記諸論稿でも追々あきらかにしてゆくように、簿記も他の諸科学と同様に、抽象・捨象を施さずには成立しえぬものである。それゆえにそれから出てきた結果は注意深くよみとられなければならぬものである。だから、これに引続く前記諸論稿では、自計式農家經濟簿記について、それを構成する財産とか取引などの基礎概念について、簿記学的・簿記技術的に深めることよりも、勢力經濟・制度派經濟学の立場から、それはほんらい如何なる抽象・捨象を施しているものであり、したがってそれには如何なる限界、問題があるかなどを吟味してみることにしたい。これが、一方で自計式農家經濟簿記をとり、他方で勢力經濟・制度派經濟学の立場に立とうとする所以である。

### 3

前節ではなにゆえに自計式農家經濟簿記をとるかをあきらかにした。ここでは節を改めて、なおこれを別の角度からみてみることにする。最近、農業の近代化・企業化が叫ばれるようになって、その簿記も、単式簿記から複式簿記に、自計式農家經濟簿記から一般企業簿記に変わらねばならぬという声をきく。しかしこの主張には、多分に斯学の現実をよく知らぬ、ためにする議論だとおもわれるところがある。すなわち現実性のない幻想にしかすぎない議論だとおもわれるふしがある。

というのは、農村から都市への労働の流出が激しく、将来飛躍的な規模拡大が予測されうるとしても、それが直ちに経営と家計の分離した企業的経営の出現を意味しないからである。アメリカ農業が依然として家族労作的経営として営まれているように、今後ともわがくに農業は、依然として家族労作的経営が支配的だともおう。もしそうだとすれば、家族労作経営・小農経済経営のために工夫案出された自計式農家経済簿記は、複式簿記・一般企業簿記にその席を譲らねばならぬなんらの理由もないからである。

この点をもっと具体的、技術的にのべておこう。一般に複式簿記というばあいには、①複記・複計算のできる簿記、②簿記の統制内で原価計算のできる簿記、のいずれか、あるいはその両方と解されている。ところで、自計式農家経済簿記をこの規準にてらしてみるとときには、この簿記は、複記複計算の複式簿記原理を農家が自記自計できるように単記複計算の簿記に編み直したものであり<sup>(4)</sup>、次第に簿記の統制をはなれるとはいえ（この点はたとえ複式簿記を採用しても本質的には同じだが）農家経済計算、農業経営計算、部門・生産費計算と段階的・組織的に各種計算がなされるような仕組みになっているからである。

だから恩師桑原正信教授がいうように、『簿記は複式簿記』という意味で複式簿記であらねばならぬが、『高級紳士服も子供にとっては決して最良の衣装ではあるまい』という意味で複式簿記を排し自計式農家経済簿記をとる<sup>(5)</sup>のではなく、経営と家計が不可分離の一体をなし、経営からの報酬が家計からの出資、つまり内給生産要素用役と経営者の経営機能へ、分ちがたい混然一体の所得となる家族労作経営として営まれる農家のために工夫案出された簿記として、しかもどこからついても動かない矛盾撞着のない簿記として、規模が大きく、企業的なればなるほど、ますますこの簿記が用いられねばならぬものともおう。これが、自計式農家経済簿記をとり、それを勢力経済・制度派経済学の立場から、簿記学的でなく経済学的に吟味してみようとする所以である。つまり簿記で財産とし、取引とするものと一般に経済学で財産とし、取引とするものが如何に相違し、それが如何なる問題を生むかを吟味検討してみようとする所以である。

## 4

以上でわれわれはなにゆえに勢力経済・制度派経済学の立場に立つかをあきらかにしうる段階に立ちいたった。自計式農家経済簿記がフィッシャー、とくにウイーザーの限界効用学派に負うところが大きかったというのに、なにゆえにそれと系譜を異にする勢力経済・制度派経済学の立場からこれをみるかをあきらかにしうる段階に立ちいたった。

筆者は未だ筆者の属するこの勢力経済・制度派経済学の山脈を征服していない。その山脈に含まれる高峰を征服していない。だからここでは勢力経済・制度派経済学とは如何なるものかを示しながら、追々にそのどれに拠るかをあきらかにしてゆくことにしたい。

注) ウィーザーとて勢力経済と決って無縁でなかった。ウィーザーは、合理的な経済行為と势力的な社会組織との交渉にとくに関心をよせ、1914年には「社会経済の理論」(Theorie der gesellschaftlichen Wirtschaft), 晩年の1926年にはすぐれた社会学的文献「勢力の法則」(Das Gesetz der Macht)によってこの問題を展開した。

しかし大槻教授が自計式農家経済簿記を編むにあたって依拠したウィーザーの学的側面はもちろんこれではなくて、同僚ポエム・バグエルと協力してカール・メンガーの経済学を継承発展させた、すなわち限界効用学派に拠って主観的価値論を究明したところの、「経済価値の起源及び主要法則」(Über den Ursprung und die Hauptgesetze des wirtschaftlichen Werts), および「自然価値論」(Der natürliche Wert)であったとおもう。ちなみに限界効用という語も彼の発案にもとづくものであるといわれるほどである<sup>(6)</sup>。

この点の究明と、ウィーザーがなにゆえに彼の経済学(限界効用学説)にあきたらずにその晩年を勢力の研究にささげたかの究明は、今後の私の課題の一つでもある。

ところで筆者が勢力経済・制度派経済学の立場に立つのは、畢竟するに筆者がこれに多大の共鳴・共感をおぼえるためである。しかしこれだけではなにごととも物語っていない。よってこれをもっと深めよう。

筆者が勢力経済・制度派経済学の立場に立つのは、一つは、経済学もその一つである社会科学は、たとえば同じ財産なら財産、同じ取引なら取引という問題を取扱うにしても、それが経済社会の進歩とともにたえずその意味内容を前進変化させているものを取扱わねばならず、そのためにはその科学は前進的科学(Progressive Science)<sup>(7)</sup>であらねばならぬということのためである。他の一つは、「けだし一切の社会科学は殆んど全く社会心理学である」<sup>(8)</sup> というように、それは、「意味の理解によって……内からの認識によって(その)必然性が認識せられ」<sup>(9)</sup> ねばならぬもので、それに、勢力経済学・制度派経済学が、他のなにものよりも広い土台と舞台を提供するとおもうからである。

わがくにでは、勢力(Macht, power)などという社会学的概念をもちこまずに、利潤動機ならびに価格の相互作用だけから、つまり経済の内部から内発するものと経済要素だけから、自律的・自己完結的ないわゆる「理論経済学」・「純粹経済学」をうちたて、これをこよなく珍重尊重し、勢力経済・制度派経済学というようなものは、これを極度に異端視する空気があるが、筆者はこれが、前述のごとく、progressive science として経済事象を progressive に説明し、psychological science として経済事象をより深く psychological に認識しうがゆえに、この立場に立ちたいと考えるのである。

なぜ然るのかを、F. オッペンハイマーの『国家』によって、勢力経済・制度派経済学の概略を示しながらあきらかにしよう。F. オッペンハイマーは、国家というものを社会学的に考究し、したがって経済学そのものとしての厳密性・詳細性を極度に欠くけれども、この『国家』によって、勢力経済・制度派経済学の真髓の一端をあきらかにしながら、前述の筆者のあげた、これが、progressive science として経済事象をより progressive に、psychological

scienceとしてより psychological に理解することができるという点をあきらかにしてゆこう。

オッペンハイマーは、国家の本質を、——国家というものは「国家のなかに生活しないものは鳥のように自由だが、そういう人は保護もうけなければ権利ももたぬ人」<sup>(10)</sup> だというほどにわれわれの生活に最本質的なものとしながら、その国家の本質を——、「社会学の見地から出発」<sup>(11)</sup> して、「過去および現在の一切の国家を出来るだけ広く見渡して、これらの国家のすべてに共通する特質が如何なるものであるかを見究めて」<sup>(12)</sup>、「国家の最重要にして決定的な原基的特質」<sup>(13)</sup> は、「暴力によって支配の地位に上った領主と彼の家臣」<sup>(14)</sup> だとしている。「優勝の人間群が征服された人間群の上にその支配を及ぼし、且つ内部の反乱と外部の攻撃とに備へるための唯一の目的をもって、前の群が後の群に課したところの社会的設備」<sup>(15)</sup> だとしている。

このようにして、国家というものは、その最初は、「平和的に生産している農耕民に対する好戦的な牧畜民の掠奪」<sup>(16)</sup> としておこった。そして好戦的・掠奪的な牧畜民が、「撲殺された農民はもはや耕やさず、切り倒された果樹は実を結ばないということに気付いて、農民を生かし果樹を切り倒さない(で)、一般に確定してきた慣習法に従って農耕民の剰余物を横奪する」<sup>(17)</sup> ようになってますますその体裁を整えるにいたったものである。すなわち、「この支配は慣習を経て法律となり、……、農民の奉仕能力 (Prästationsfähigkeit) が損われないように……農民の労役義務は主人の保護義務と相応ずる」<sup>(18)</sup> ようになって、ますますその体裁を整えるにいたったものである。

いままでは国家の発生についてのべたから、ここで、ここでの問題である国家と経済の關係に目を転じなければならない。それは、いままでのべたことから容易にわかるように、国家なしには権利も義務も生じない、国家をまっしてはじめて権利・義務の生ずる国家の生誕から、われわれは、この世の中には、「二個の根本的に相対立した欲望充足資料の獲得手段、労働と掠奪、換言すれば自ら労働することと他人の労働の果実を暴力的に奪取すること」<sup>(19)</sup> の二つがあることを知る。これを、オッペンハイマーは、「自ら労働することと、他人の労働に対して等価の自らの労働を提供して交換することとを欲望充足の『経済的手段』と名付け、他人の労働を無償で奪取することを欲望充足の『政治的手段』と名付け」<sup>(20)</sup> ている。そしてさらに「掠奪！ 暴力的搾取！ こういう言葉は、財産不可侵権の上に樹立された高尚な文化の中に生活している吾々現代人にとっては、犯罪と監獄とに関連して用いられる言葉のように聞こえるかもしれぬ（が、これが現在に到るもなお）一番よく尊敬された仕事であった」<sup>(21)</sup> とも云っている。

ところでこの生活資料獲得のための政治的手段が、分業と交換、都市の発達とともに出てきた自由民によって、とくにその自由民の抱く「自然法」の思想によって、かかる政治的手段を用いる支配階級の「人種の誇りと貴族の誇りを一つの潜称だと見做し、……勤勉と秩序とが唯

一の徳におもわれるようになり、……支配群の特権は正義と理性とに撞着すると信じ」<sup>(22)</sup>られるようになって、「国家發達の傾向は、政治的手段に対する經濟的手段の不断に優勝なる鬭争として展開される」<sup>(23)</sup>にいたる。

ここから、「近代国家と雖も以前と同じように二個の階級が區別されるだけである。即ち支配する階級には国民労働の總生産物のうち彼らが国家に貢献するより以上のものが帰属するが、支配される階級には、彼らが貢献するよりも少ないものが帰属」<sup>(24)</sup>されるということに変わりがないが、漸次気紛れな支配の許されない、經濟手段中心の、つまり經濟中心の、オッペンハイマーのいう「財産軸を中心とする凝球の法則」<sup>(25)</sup>の支配する社会が出てくることになる。

このようにして、「一つの社会群による他の社会群への政治的支配と經濟的擄取との要具」<sup>(26)</sup>としての階級国家から民主国家・自由市民社会（Friebürgerschaft）への進化成熟が「国家が人類の苦難の行路において辿り来った道筋」<sup>(27)</sup>であったのであり、この道筋において經營とか、財産とか、取引とかいう私經濟的なものが、それを包む国民經濟・世界經濟とともに逐次その意味内容を前進変化させきったものであり、そしてこの前進変化の認識に重点をおくところこそが、この勢力經濟・制度派經濟学をして、經濟事象の progressive な理解、此岸から彼岸までの dynamic な理解にこよなく役立たしむる所以である。そしてこれこそが自計式農家經濟簿記の脊骨をなす財産とか取引とかを、勢力經濟・制度派經濟学の立場に立って吟味してみようとする所以でもあるのである。

いままでは筆者が抛って立とうとする勢力經濟・制度派經濟学の主として progressive な側面をのべた。次にこれの psychologic な面をのべよう。オッペンハイマーは、これについては、「一切の生命を發動せしめるただ一つの力『生活欲』」<sup>(28)</sup>に注目する。「ショーペンハウエルは、ただこの生活欲の代りに『意志』という名を用いた」<sup>(29)</sup>とところのそれに注目する。

そしてその生活欲について、さらに、「生活欲の原衝動から発生した人間の三つの主なる衝動——即ち自己保存の衝動、種族保存の衝動、および因果律探究欲——の創造物として社会なるものが発生し、そしてこの社会において、すべてのものの上に君臨する第三位の衝動……、それは実に一切の社会事象の本来の発動力である……、高度の社会的優越への——そして出来るなら最高度の社会的優越への——衝動である」<sup>(30)</sup>として生活欲とは結局は社会的優越への衝動だとしている。

そしてさらに、「此の衝動は、稀には、特に社会のより高い段階においては、科学、芸術、公德ならびに競技場裡における肉体上の能力等の業績に依って、直接満されうるものである。けれども此の衝動は、通常先づ一定の中間目標を獲得することなくしては、その最終目標に到達しえないものである。而してこの中間目標とは富、即ちこれである。けだし富は権力を賦与するからである。否むしろそれは権力そのものだからである」<sup>(31)</sup>として、進んだ社会では社会的優越への衝動が富の追求、經濟的力・經濟的勢力の追求になるとしている。

経済は中間目標に過ぎないという“経済の中間目標論”はなにもこの立場に限ったことではない。しかし人間性の深奥にあるものを“勢力への渴望”とみ、それが「財産軸を中心とする凝球の法則」のはたらく経済中心の社会になるにつれて、「相手の必要とする物財を支配することによって相手を自らの意志に従わせ（ようとす）る『経済的勢力』（economic power, wirtschaftliche Macht）<sup>(32)</sup>」が恰もそれが直接究極の目的であるかの如く自己目的視される。

この認識こそが重要である。そしてこのような立場こそが、利潤動機ならびに価格の相互作用だけから自律的・自己完結的な「理論経済学」、 「純粹経済学」として打ち立てられた経済学よりも、あるいは最終究極のものを消費効用とし、その立場から一切の経済事象をみる効用経済の立場よりも、ただに国民経済のみならず意志的に営まれるゴーイング・コンサーンの動機理解と、その長期的・動態的な理解になお一層役立つものとおもう。

これが自計式農家経済簿記をとって、その基礎構造・基礎概念たる財産、経営、取引などを、この立場に立って吟味してみようとする所以である。

## 5

筆者は前段で、オープンハイマーに拠って、勢力経済・制度派経済学の素描をしながら、なにゆえにこれに拠るかをあきらかにした。しかし筆者は、前に、オープンハイマーによりながら、しかしこれは社会学であって経済学でないこと、したがって自計式農家経済簿の基礎概念・基礎構造たる財産とか取引とかを吟味するにあたってはこれに全面的に拠れないことを、あきらかにしておいた。だから、ここでは、与えられた紙数を大分使い果したが、最後にこの点を、つまり勢力経済・制度派経済学の山脈——その山脈の高峰のどれに拠るかを、あきらかにしておこう。

筆者は、その拠るべきものを、目下のところは、ヨーロッパ的な勢力経済 (Macht Wirtschaft, Power Economics) よりもアメリカ的な制度経済学 (Institutional Economics) に見出している。その制度経済学のうちでも J.R. コンモンズに、コンモンズのうちでもその主著、Legal Foundations of Capitalism に見出している。

アメリカの制度派経済学は、ベヴレン、コンモンズ、ミッチェルによってつくられたといわれる<sup>(33)</sup>。が、私はこのいずれをも未だ征服していない。だから徒らに散漫・術学的になることをさけて、コンモンズに、しかも彼の主著上記著書にほとんどもっぱら依拠することにした。最後になぜかくするかをのべておこう。

コンモンズは、オープンハイマーのいういわゆる財貨獲得の「政治的手段」が「経済的手段」に漸次その道を譲るその過程を、つまり「国家が人類の苦難の行路において辿り来ったその道筋」を、換言すればその制度・慣習の発達を、経済とてその例外でなくそのもとにおいて営まれる社会的「掟」の発達を、以下のべるように展開している。



コンモンズは、まづ、いままでの古典的経済学者や快樂主義的経済学者達 (hedonic economists) が人間を原子論的にとり上げたのに対して、「各個人は家族の一員であり、企業の一員であり、国家の一員である。つまり種々のゴーイング・コンサーンに属している」<sup>(34)</sup>、という事実を重視する。

注) 大槻教授は、「農業経営学の基礎概念」、その他多くの著作のなかで、経営というものを永続的組織体とし、これをゴーイング、コンサーンという名でよんでいる。それによって、それはいまや、一般に、「経営すなわちゴーイング・コンサーン、ゴーイング・コンサーンすなわち経営」、というほどに広く理解されるにいたっている。しかしこれはややせまきにすぎる。

コンモンズは、三つの力 (power) の相対的優位性から、物理的強制力 (physical power) を中心とするものを国家あるいは政治的ゴーイング・コンサーンとし、経済的力 (economic power) を中心とするものを経済的ゴーイング・コンサーン、つまり経営 (business) とし、上のいずれにもよらないたとえば世論の力 (opinion power) を中心とするものを文化的・宗教的・倫理的ゴーイング・コンサーンとしている<sup>(35)</sup>。

これにひき続く予定の一連の拙稿、「財産概念の吟味」、「取引概念の吟味」、「ゴーイング・コンサーンの本質」では、この三つが、そのそれぞれにおいて、如何に相互に複雑密接にからみあっているか、そしてそれが経済現象の理解にとって如何に重要なものであるか、をあきらかにしてゆくことにしたい。

ところで、「人間の経済活動は人間と自然 (man to nature) と人間と人間 (man to man) の関係からなる」<sup>(36)</sup> が、これに応じて、「ゴーイング・コンサーン (going concern) もゴーイング・プラント (going plant) とゴーイング・ビジネス (going business) からなる」<sup>(37)</sup> ことになる。実は、このゴーイング・コンサーンがゴーイング・コンサーンするこのプロセスこそが、つまり going plant と going business することこそが、コンモンズが、広く取引 (transaction) とよぶものなのである。

交通頻繁なところでは交通規則をつくり、それを守らねばならぬように、取引が頻繁複雑になるにつれ、「国の役人とか企業の重役とか労働組合のリーダー、家族の長は、各個人の行為を、それが国家・政党・企業・労働組合・家族の集団的動きに合致しているか否かで、各個人の権利、義務、自由を解釈し執行するようになる」<sup>(38)</sup>。

つまり「ゴーイング・コンサーンをゴーイング・コンサーンさせる取引の指針 (guidance of transaction) としてのゴーイング・コンサーンの運営準則 (Working Rules of Going Concern)<sup>(39)</sup>」といわれるものが出てくる。

この運営準則は、畢竟するに、「してもよろしい、しなければならぬ、することができる、してはならぬ、(may, must, can and cannot do)」<sup>(40)</sup> ということであり、これに応じて、「(1) 自由または義務の免除 (liberty or immunity), (2) 義務または責務 (duty or liability), (3) 権利または権能 (right or power), (4) 無能または放置 (disability or exposure)」<sup>(41)</sup> が生ずることである。すなわち、「取引において人間の行動の幅をきめるところの人間対人間の相互的な

約束とそれを破ったばあいに生ずる制裁 (reciprocal promises and threat)]<sup>(42)</sup> が生ずることである。コンモンズは、このようにして、永続的組織体としてのゴーイング・コンサーン、それが永続的組織体としてゴーイング・コンサーンするプロセスとしての取引、その取引の指針・準則としてのいわゆる「運営準則」といわれるものを重視する。それが経済社会の進歩発展とともに進歩発展せねばならぬのだが、コンモンズはその進歩発展を重視する。

そして、この点を、その序文で、「ヴェブレンは経済の発展的理論は、社会の制度と慣習から構築されねばならぬと示唆した。しかし彼はその社会の制度と慣習がもっともよくあらわれている裁判所の判決を研究しなかった……。そこでわれわれは判決がおこなわれる基礎となる制度・慣習にもとづく行動主義的経済理論 (behavioristic theory of value) を、数百年にわたる裁判所の判決から掘りおこした。そしてこのわれわれのなしつつあったものは単に合理的な価値の理論であったのみならず、(これが実に) 資本主義それ自身の法律的基礎であったのを見出す」<sup>(43)</sup>、と云っている。

このようにしてコンモンズの経済学は、私経済の負うている行動の幅、それが負うている制約、権利・義務を制度慣習の進歩発展からあきらかにする。私経済の財産だとか取引だとかいうものの本源・来源、その進歩・前進をもっとも深くあきらかにする。これが、筆者が、私経済学としての簿記の基本問題、私経済学としての自計式農家経済簿記の基本構造をなす財産とか取引とかを吟味検討するにあたって、全面的にコンモンズに抛ろうとする所以である。

これに引続く予定の、「財産概念の吟味」、「取引概念の吟味」、「ゴーイング・コンサーンの本質」等において、筆者の自計式農家経済簿記に対する研究とコンモンズの制度経済学の研究が、両々相俟って仕上ることを、この当面一連の論稿の課題とすることにしたい。

## 引用文献

- 1) 拙稿「同上稿」、桑原正信教授定年退官記念論文集『農業経営と計算の研究』所収、82-96頁
- 2) J.R. Commons, *Legal Foundations of Capitalism*, p. 30
- 3) 拙稿「わがくに農業簿記様式の研究」
- 4) 柏祐賢「現金受払式簿記の複式簿記的性格」『農業経済研究』14巻1号
- 5) 桑原正信「協業的経営における経理の問題」渡辺庸一郎先生 還暦記念論文集『農業近代化の諸問題』208-210頁
- 6) ウィーザーの業績についての叙述は、大阪市立大学経済研究所編『増訂経済学小辞典』24頁によった。
- 7) Commons, *ibid* p. 62
- 8) F. オッペンハイマー著、広島定吉訳『国家』83頁
- 9) 高田保馬『経済学概論』11頁
- 10) オッペンハイマー『前掲書』208頁
- 11), 12) オッペンハイマー『前掲書』3頁
- 13) オッペンハイマー『前掲書』5頁

- 14) オッペンハイマー『前掲書』9頁
- 15) オッペンハイマー『前掲書』10頁
- 16) オッペンハイマー『前掲書』23頁
- 17) オッペンハイマー『前掲書』61頁
- 18) オッペンハイマー『前掲書』78頁
- 19), 20), 21) オッペンハイマー『前掲書』21頁
- 22) オッペンハイマー『前掲書』98頁
- 23) オッペンハイマー『前掲書』255頁
- 24) オッペンハイマー『前掲書』239頁
- 25) オッペンハイマー『前掲書』166頁
- 26) オッペンハイマー『前掲書』14頁
- 27) オッペンハイマー『前掲書』16頁
- 28), 29) オッペンハイマー『前掲書』17頁
- 30) オッペンハイマー『前掲書』18頁
- 31) オッペンハイマー『前掲書』19頁
- 32) 向井利昌「勢力と資本主義經濟」『經濟論叢』86の3, 25-26頁
- 33) これについては、たとえば、J. Dorfman, and Others, *Institutional Economics, —Veblen, Commons, and Mitchell Reconsidered—1963*, を参照されたい。
- 34) Commons, 「ibid」 p.
- 35) Commons, 「ibid」 p. 63-64
- 36) Commons, 「ibid」 p.
- 37) Commons, 「ibid」 p.
- 38) Commons, 「ibid」 p. 5
- 39) Commons, 「ibid」 p. 6
- 40), 41) Commons, 「ibid」 p. 68
- 42) Commons, 「ibid」 p. 4
- 43) Commons, 「ibid」 Preface, p. 1-2